

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(九〇・分権改革推進室).....	3
秋田県総合政策審議会条例(九一・総合政策課).....	3
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(九二・人事課).....	5
秋田県税条例の一部を改正する条例(九三・税務課).....	6
秋田県国民健康保険調整交付金条例(九四・長寿社会課).....	7
秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例(九五・秋田又千振興課).....	8
秋田県空港管理条例の一部を改正する条例(九六・港湾空港課).....	11
秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(九七・高校教育課).....	12
秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(九八・警務課).....	12

この号で公布された  
条例のあらまし

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九〇号)  
 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成一七年法律第五三三号)による農業振興地域の整備に関する法律(昭和四四年法律第五八号)の一部改正及び診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(平成一七政令第二六五号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

### 秋田県総合政策審議会条例(秋田県条例第九一号)

1 知事の諮問に応じ、県の政策的かつ計画的な推進及び地方分権の推進に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県総合政策審議会を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 秋田県総合政策審議会は、1による調査審議をするほか、市町村の合併の特例等に関する法律(平成一六年法律第五九号)第六〇条第一項の規定に基づく合議制の機関として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想に関する事項及び自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することとした。

### 3 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) 秋田県総合政策審議会設置条例(昭和二六年秋田県条例第三九号)は、廃止することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三二年秋田県条例第三五号)について所要の規定の整備を行うこととした。

### 職員の退職手当に関する条例(秋田県条例第九二号)

1 この条例の施行の日から平成二〇年三月三十一日までの間に限り、定年前早期退職者に対する退職手当の計算の基礎となる給料月額を、退職の日における給料月額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額及び当該給料月額に定年と退職年齢との差一年につき一〇〇分の二を乗じて得た額の合計額とする特別措置を講ずることとした。

(附則第三三項及び第三四項関係)

### 2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成一五年秋田県条例

第五八号) について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九三号)

- 1 法人の県民税の法人税割の税率を一〇〇分の五・八とする特例措置の適用期間を平成二三年三月三十一日まで(現行平成一八年三月三十一日まで)延長することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県国民健康保険調整交付金条例(秋田県条例第九四号)

1 趣旨

この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一九二号)第七二条の二第一項の規定に基づき、同項の調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付に關し必要な事項を定めることとした。(第一条關係)

2 調整交付金の種類

調整交付金の種類を普通調整交付金及び特別調整交付金とするともに、普通調整交付金は調整対象収入額が調整対象需要額に満たない市町村に対し交付し、特別調整交付金は国民健康保険の財政を調整する必要があると知事が認める市町村に対し交付することとした。(第二条關係)

3 調整交付金の額

普通調整交付金の額は調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に知事が別に定める率を乗じて得た額とし、特別調整交付金の額は国民健康保険事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を考慮して知事が別に定める額とすることとした。(第三条關係)

4 調整交付金の総額等

普通調整交付金の総額は調整交付金の総額の七分の六に相当する額とし、特別調整交付金の総額は調整交付金の総額の七分の一に相当する額とするともに、普通調整交付金の総額が3により交付すべき普通調整交付金の額の合計額に対して過不足となる場合は、特別調整交付金の総額との間で相互に流用することができることとした。(第四条關係)

5 その他

- (一) この条例は、公布の日から施行し、平成一七年度分の調整交付金から適用することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九五号)

- 1 秋田県森林学習交流館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができることとするともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第九条)第一条關係)

- 2 秋田県森林学習交流館の指定管理者は、当該施設を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとするともに、利用料金の承認に關する手続等について定めることとした。(第十二条)第一五条及び別表關係)

3 その他

- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九六号)

- 1 秋田空港の運用時間を午前七時から午後九時三〇分まで(現行午前七時三〇分から午後九時三〇分まで)に延長することとした。(第一条關係)

- 2 秋田空港の駐車場の駐車料金を係る使用時間の区分を改めることとした。(別表第三關係)

- 3 この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九七号)

- 1 秋田県立横手工業高等学校を廃止することとした。

2 その他

- (一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九八号)

- 1 警備業法の一部を改正する法律(平成一六年法律第五〇号)の施行に伴い、警備員の指導及び教育に關する講習を受講しようとする者等から手数料を徴収することとした。(第九条)第一条關係)

2 その他

- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、一部を除き、平成一七年一月二一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第九十号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第五十一第一号中「第十五条の十五第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同表第二号中「第十五条の十六」を「第十五条の三」に改め、同表第三号中「第十五条の十七」を「第十五条の四」に改める。

別表第八十五第十四号四中「第一条の三第一項」を「第一条の四第一項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県総合政策審議会条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第九十一号

秋田県総合政策審議会条例

(設置及び所掌事務)

第一条 知事の諮問に応じ、県の政策の総合的かつ計画的な推進及び地方分権の推進に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県総合政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、第一項の規定による調査審議をするほか、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第一項の規定に基づく合議制の機関として、同項及び同条第二項に規定する事項を調査審議する。

(組織及び委員の任期)

**第二条** 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 市町村長

二 公共的団体を代表する者

三 学識経験のある者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第三条** 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

**第四条** 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

**第五条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第六条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項並びに第四条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。  
(委任規定)

**第七条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(秋田県総合開発審議会設置条例の廃止)
- 2 秋田県総合開発審議会設置条例(昭和二十六年秋田県条例第三十九号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の秋田県総合開発審議会設置条例(次項において「旧条例」という。)第五条第二項の規定により秋田県総合開発審議会の委員として任命されている者は、第二条第二項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第七条第二項の規定により秋田県総合開発審議会の専門委員として任命されている者は、第五条第二項の規定により審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表中「総合開発審議会」を「総合政策審議会」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県条例第九十二号

秋田県知事 寺 田 典 城

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項から第二十四項までを削り、附則第二十五項を附則第二十一項とし、附則第二十六項から第三十一項までを四項ずつ繰り上げる。

附則第三十二項中「附則第三十項」を「附則第二十六項」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第三十三項を附則第二十九項とし、附則第三十四項を附則第三十項とし、附則第三十五項及び第三十六項を削り、附則第三十七項を附則第三十一項とし、附則第三十八項を附則第三十二項とし、附則に次の二項を加える。

33 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十二号)の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に退職した者(その者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職した者であつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十五年を減じた年齢以上であるものに対する第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「〔給料月額〕という。〕に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が二十年を超える場合は、二十年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」と、第四条第一項及び第五条第一項中「〔給料月額〕とあるのは「給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が二十年を超える場合は、二十年)一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする。

## 附 則

34 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の二の規定は、適用しない。

附 則  
(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第三十項」を「附則第二十六項」に改める。

秋田県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

## 秋田県条例第九十三号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第九十四号

秋田県国民健康保険調整交付金条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十二条の二第一項の規定に基づき、同項の調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (調整交付金の種類)

第二条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。)第四条の二第一項第一号イに掲げる事項を考慮して規則で定める額(以下「調整対象収入額」という。)が同号ロに掲げる額を考慮して規則で定める額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対し交付する。

3 特別調整交付金は、令第四条の二第一項第二号に掲げる事項を考慮して国民健康保険の財政を調整する必要があると知事が認める市町村に対し交付する。

## (調整交付金の額)

第三条 普通調整交付金の額は、調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に知事が別に定める率を乗じて得た額とする。

2 特別調整交付金の額は、令第四条の二第一項第二号に掲げる事項を考慮して知事が別に定める額とする。

(調整交付金の総額等)

第四条 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の七分の六に相当する額とする。

2 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の七分の一に相当する額とする。

3 普通調整交付金の総額が前条第一項の規定による普通調整交付金の額の合計額を超えるときは、その超える額を当該総額から控除して特別調整交付金の総額に加算し、普通調整交付金の総額が当該合計額に満たないときは、その満たない額を特別調整交付金の総額から控除して普通調整交付金の総額に加算するものとする。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、調整交付金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

(経過措置)

2 平成十七年度から平成十九年度までの各年度においては、第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する市町村以外の市町村に対しても普通調整交付金を交付する。この場合において、当該市町村に対し交付する普通調整交付金の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、規則で定める。

3 平成十七年度から平成十九年度までの各年度において第三条第一項の規定により算定した普通調整交付金の額が規則で定める額に満たないこととなる市町村については、当該満たないこととなる年度に限り、同項の規定にかかわらず、当該規則で定める額の普通調整交付金を交付する。

4 前二項の規定の適用がある場合における第四条第三項の規定の適用については、同項中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は附則第二項後段若しくは第三項」とする。

5 平成十七年度分の普通調整交付金の総額は、第四条第一項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の五分の四に相当する額とする。

6 平成十七年度分の特別調整交付金の総額は、第四条第二項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の五分の一に相当する額とする。

秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県条例第九十五号

秋田県知事 寺 田 典 城